

介護予防・日常生活支援総合事業
生活支援型訪問サービス
契約書別紙 重要事項説明書

あなたに対するサービス提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者（法人）概要

事業者（法人）名称	有限会社 桜園
主たる事務所の所在地	和歌山市紀三井寺 437 番地の 1
設立年月日	平成 1 1 年 1 0 月 1 2 日
代表者	取締役 岡崎 正美
電話番号	073-441-6426
指定事業所番号	3070100551
事業の実施地域	和歌山市

2 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心した日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保険・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

3 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月5日）及び（8月13日から8月15日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、相談させていただきます。

4 提供するサービスの内容

生活支援型訪問サービスは、訪問介護員が利用者のお宅を訪問し、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

5 事業所の職員体制

常勤換算 2.5人以上

訪問介護員のうち 常勤換算で介護福祉士を 30%以上 又は介護福祉士・実務者研修修了者・介護職員基礎研修過程修了者・1級ヘルパーの合計で 50%以上配置している。

6 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払していただく「利用者負担金」は原則として負担割合証に応じた額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

サービス内容	対象者	基本単位	基本利用料 (単位×10.42)	利用者負担
週1回程度 (月5回まで)	要支援1・2	235/回	235×回数× 10.42	介護負担割合 証の負担割合 の額
週2回程度 (月10回まで)	要支援1・2			
週3回程度 (月15回まで)	要支援2			

*通常の事業の実施地域を越えて行うサービスに要した交通費は、その実費を徴収する。
なお自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分を1キロメートルあたり40円とする。

*キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用日の前日	無料
利用日の当日	利用者負担金の80%額
訪問した時点	利用料全額の50%の額

7 利用料金の支払い方法

毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、毎月15日までにお支払下さい。

お支払方法は、紀陽銀行・郵便局・きのくに信用金庫の口座からの引落とし、もしくは集金となります。

お支払頂きますと、領収書を発行致します。

8 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の主治医及び家族（緊急連絡先）へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

事業所にも連絡いたします。

事業所連絡先 073-441-6426 月・火・水・金・土曜日午前 8 時 30 分～午後 5 時半

サービス提供責任者携帯 080-7069-5677 木・日曜日 午前 9 時～午後 5 時

9 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び和歌山市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10 苦情相談窓口

事業所相談窓口	ご利用時間	月・火・水・金・土 9 時から 17 時まで
	電話番号	073-441-6426
	FAX 番号	073-441-6414
その他の機関	和歌山市介護保険課	073-435-1190
	国保連合会苦情・相談窓口	073-427-4662
	和歌山県運営適正化委員会	073-435-5527

11 虐待防止のための措置に関する事項

虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 サービス提供中に、当該事業所の従業員や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

12 身体拘束の禁止

事業所は原則として利用者に対して身体拘束等を行いません。但し、自傷他害等のおそれがある場合など 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者・養護人に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録します。

身体拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じます

- (1) 身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を定期的を開催するとともにその結果について従業員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業員に対し身体拘束等の適正化の為の研修を定期的を実施する。

13 職場におけるハラスメントの防止

事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動

又優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講ずる。

14 業務継続計画の策定等

事業所は感染症非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(「業務継続計画」という)を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置をこうじます。

- (1) 事業者は従業員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (2) 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15 感染症の予防及びまん延の防止の為の措置

事業所は感染症又は食中毒が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるように努めます。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の為に対策を検討する委員会を定期的を開催するとともにその結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の為の指針を整備する。
- (3) 事業所において従業員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の為の研修並びに訓練を定期的を実施する。

16 その他の事項

①職員は業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持し、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとする。職員であつた者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に含めるものとする。

②事業所は、サービスの提供に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間、

保管する。利用者及びその家族から閲覧希望がある場合その要望に応じ開示します。

③職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けています。

＊採用時研修 採用後 6 か月以内

＊継続研修 年 2 回以上

④訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

⑤各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱いなどの業務を行うことはできません

令和 年 月 日

事業所は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	〒641-0012 和歌山市紀三井寺 4 3 7 番地の 1
事業者（法人）名	有限会社 桜園	
代表者職・氏名	取締役 岡崎 正美	
事業者番号	3070100551	
事業者名称	桜園	
電話番号	073-441-6426	
説明者職・氏名	サービス提供責任者 中島 みどり	

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文章が契約書の別紙（一部）となること、サービス提供開始についても同意します。

利用者 住所 〒

氏名

利用者代表者

住所 〒

氏名

続き柄